

運輸事業の振興の助成に関する法律
(平成二十三年八月三十日法律第百一号)

(趣旨)

第一条 この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。

(運輸事業振興助成交付金の交付)

第二条 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。)及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金(以下「運輸事業振興助成交付金」という。)を交付するよう努めなければならない。

2 前項の運輸事業振興助成交付金の額は、平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

(運輸事業振興助成交付金の使途)

第三条 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならない。

2 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(財政上の措置)

第四条 第二条第一項の規定による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(省令への委任)

第五条 この法律に定めるもののほか、運輸事業振興助成交付金の交付の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、総務省令・国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令
(平成二十三年九月二十六日政令第三百号)

内閣は、運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- 二 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- 三 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業
- 四 特定運輸事業の適正化に関する事業
- 五 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- 六 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- 七 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
- 八 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）
- 九 前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則
(平成二十三年九月二十六日総務省・国土交通省令第一号)

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第一百号）第二条第二項 及び第五条の規定に基づき、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 営業用バス 自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。
- 二 営業用トラック 自動車登録規則 別表第二の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。
- 三 自家用バス 自動車登録規則 別表第二の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用バス以外のものをいう。
- 四 自家用トラック 自動車登録規則 別表第二の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用トラック以外のものをいう。
- 五 営業用バス等 営業用バス、営業用トラック、自家用バス及び自家用トラックをいう。
- 六 交付年度 都道府県が運輸事業振興助成交付金を交付する年度をいう。
- 七 交付対象者 運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受ける者をいう。

(運輸事業振興助成交付金の基準額の算定)

第二条 法第二条第二項 に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

算式の符号

- A 交付年度における当該都道府県の軽油引取税の収入見込額
- B 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの
- C 交付対象者ごとに次の算式により算定した数値

算式

$$e \div (a + b + c + d)$$

算式の符号

- a 営業用バスの標準軽油使用量（営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したもとして総務大臣が定めるもの。以下同じ。）に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
- b 営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
- c 自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
- d 自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における当該都道府県内の

自家用トラックの登録台数を乗じたもの

e 交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあつては営業用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあつては営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの

D 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値として総務大臣が定めるもの
(交付の手續)

第三条 運輸事業振興助成交付金の交付の手續は、都道府県の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十三年度における運輸事業振興助成交付金についての第二条の規定の適用については、「総務大臣が定める」とあるのは、「附則別表に掲げる」とする。

附則別表 (附則第二条関係)

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	0.91
営業用バスの標準軽油使用量	13,320リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	14,150リットル
自家用バスの標準軽油使用量	2,570リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	1,920リットル
平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値	$(15 \div 130) \times 0.3875$